

記号・略号等について

[各項目共通]

- m : 環境基準に適合しない検体数
- n : 総検体数
- > : 超過
- < : 未満
- ND : 検出なし（検出下限値未満）

[生活環境項目]

- pH : 水素イオン濃度
- DO : 溶存酸素量
- BOD : 生物化学的酸素要求量
- COD : 化学的酸素要求量
- SS : 浮遊物質質量
- x : 環境基準に適合しない日数
- y : 測定日数
- % : x / y の百分率
- 中央値 : 日間平均値の年間の中央値
- 75%値 : 日間平均値の年間の75%値
- 平均 : DO、SS、大腸菌群数は総検体数の平均値  
BOD、CODは日間平均値の年平均値
- \* / N : N回測定したが、環境基準がなく評価できないもの
- E : 大腸菌群数等において指数を示す  
(例) 3.5E02 → 3.5 × 10<sup>2</sup> (= 350個)

[健康項目]

- a : 環境基準を超える地点数
- b : 調査地点数

[特殊項目等]

- k : 検出検体数
- 平均 : 検出検体の平均値

1 人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準

項 目	基 準 値	
	人の健康の保護に関する環境基準	地下水の水質汚濁に係る環境基準
カドミウム	0.01mg/L以下	左記に同じ
全シアン	検出されないこと	〃
鉛	0.01 mg/L以下	〃
六価クロム	0.05 mg/L以下	〃
砒素	0.01 mg/L以下	〃
総水銀	0.0005mg/L以下	〃
アルキル水銀	検出されないこと。	〃
PCB	検出されないこと。	〃
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	〃
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	〃
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	〃
1,1-ジクロロエチレン(※1)	0.02mg/L以下(H21.11.30から0.1 mg/L以下)	〃
シス-1,2-ジクロロエチレン(※2)	0.04 mg/L以下	〃
1,2-ジクロロエチレン(※2)	なし	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	左記に同じ
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	〃
トリクロロエチレン	0.03 mg/L以下	〃
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	〃
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	〃
チウラム	0.006 mg/L以下	〃
シマジン	0.003 mg/L以下	〃
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	〃
ベンゼン	0.01 mg/L以下	〃
セレン	0.01 mg/L以下	〃
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	〃
ふっ素	0.8 mg/L以下	〃
ほう素	1 mg/L以下	〃
1,4-ジオキサン(※3)	0.05 mg/L以下	〃
(※1) 1,1-ジクロロエチレンについては、平成21年11月30日付け環境省告示79号により、環境基準における基準値が0.02mg/L以下から0.1mg/L以下となった。 (※2) 1,2-ジクロロエチレンについては、平成21年11月30日付け環境省告示79号により、現行のシス-1,2-ジクロロエチレンに替わり、シス体及びトランス体を合わせて1つの地下水の水質汚濁に係る環境基準項目となった。 (※3) 1,4-ジオキサンについては、平成21年11月30日付け環境省告示79号により、公共用水域の人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目に追加された。		

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下 の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/L	25mg/L	7.5mg/L	50MPN/100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2級 水道1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上	2mg/L	25mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/L	25mg/L	5mg/L	5,000MPN/100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下 の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/L	50mg/L	5mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上	8mg/L	100mg/L	2mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10mg/L	ごみ等の 浮遊が認められ ないこと。	2mg/L	—
		8.5以下	以下	以上	—	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

〃 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

〃 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の  
水産生物用

〃 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

〃 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

〃 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

〃 3級：特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 海域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8以上	2mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/100mL	検出されな いこと。
		8.3以下	以下	以上	以下	—
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8以上	3mg/L	5mg/L	—	検出されな いこと。
		8.3以下	以下	以上	—	—
C	環境保全	7.0以上	8mg/L	2mg/L	—	—
		8.3以下	以下	以上	—	—

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

〃 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

### 要監視項目及び指針値

項 目	指 針 値	
	公 共 用 水 域	地 下 水
クロロホルム	0.06 mg/L以下	左記に同じ
トランス-1,2-ジクロロエチレン(※1)	0.04 mg/L以下	なし
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	左記に同じ
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	〃
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	〃
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	〃
フェントロチオン	0.003 mg/L以下	〃
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	〃
オキシシン銅	0.04 mg/L以下	〃
クロロタロニル	0.05 mg/L以下	〃
プロピザミド	0.008 mg/L以下	〃
E P N	0.006 mg/L以下	〃
ジクロルボス	0.008 mg/L以下	〃
フェノブカルブ	0.03 mg/L以下	〃
イプロベンホス	0.008 mg/L以下	〃
クロルニトロフェン	—	〃
トルエン	0.6 mg/L以下	〃
キシレン	0.4 mg/L以下	〃
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	〃
ニッケル	—	〃
モリブテン	0.07 mg/L以下	〃
アンチモン	0.02 mg/L以下	〃
(※1) トランス-1,2-ジクロロエチレンについては、平成21年11月30日付け環境省告示79号により、シス体及びトランス体を合わせ1,2-ジクロロエチレンとして、地下水の水質汚濁に係る環境基準の項目となった。		